

延長保育について

1 延長保育の利用について

留守家庭児童育成室に入室する児童で、午後5時以降も保育が必要な場合、延長保育を1か月単位で利用することができます。ただし、延長保育を利用される児童は、延長保育時間中に保護者等のお迎えが必要です。

【延長保育時間】

(直営育成室) 午後5時から午後6時30分まで

(委託育成室) 午後5時から午後7時まで

<重要>

必ず延長保育時間内にお迎えをお願いします。万が一、お迎えの時間が延長保育時間を過ぎる際は、必ず育成室まで連絡をしてください。お迎えの時間を過ぎることが続くと、延長保育の利用をお断りすることがあります。

2 お迎えに来られる方について

お迎えは原則として事前に連絡票に記入していただいた方をお願いします。連絡票に記載されている以外の方がお迎えに来られる際は、その都度その方の氏名などを電話や連絡帳で指導員に伝えてください。

3 延長保育料について

延長保育料は1か月1,500円、兄弟姉妹で同一世帯の2人目以降は1か月750円となります。また、午後5時までの保育と同様に減額・免除制度があります。

4 利用予定表の提出について

延長保育を利用する場合は、延長利用決定通知書に同封している「留守家庭児童育成室延長保育利用予定表」に、直近に利用する月の予定を記入の上、在籍育成室に提出してください。なお、新規で入室される児童の場合は、入室説明会または入室前の個別面談の際に提出してください。以降は毎月20日までに翌月分の利用予定表を提出してください(利用予定がない場合も必ず提出してください)。

5 延長保育利用者証及び吊り下げ名札について

お迎えの際には、延長保育利用者証(吊り下げ名札ケースを御活用ください。)を提示してください。なお、延長保育利用者証を忘れた場合、警備員等の配置場所に備付けの入室者名簿に氏名等を記入していただきます。また、延長保育利用者証を紛失されたときは放課後子ども育成室まで御連絡ください。

6 延長保育利用の中止、変更の届出について

延長保育の利用を中止または利用する月を変更する場合、「留守家庭児童育成室延長保育利用・変更・中止申請書」を中止または変更を希望する月の前月20日までに放課後子ども育成室への届出が必要です。前月20日までに届出がない場合、翌月の利用が一度もない場合でも、延長保育料が発生しますので、中止または利用月の変更を御希望の際は、放課後子ども育成室まで速やかに届出をお願いします。

なお、「留守家庭児童育成室延長保育利用・変更・中止申請書」は、本市放課後子ども育成室のホームページからダウンロードすることができます。

<問合せ先> 吹田市教育委員会 地域教育部 放課後子ども育成室
電話 06-6384-1599(直通) / FAX 06-6380-6771
メール houkagokodomo@city.suita.osaka.jp

ホームページ
QRコード

